○建築基準法施行令第百二十九条の十三の三第六項の規定に基づく非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格

（昭和四十六年一月二十九日）

（建設省告示第百十二号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第六項の規定に基づき、非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を次のように指定する。

日本工業規格A四三〇一（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）（昭和四十五年改正）のうちE―17―COに関する部分

附　則a

この告示は、公布の日から施行する。